

第 1 章

計画の姿

第 2 編 各論

1. 施策の体系

1

地域と共に支えあう
安全・安心なまち

①-1 区民の生命を守る総合危機管理能力の向上	防災・減災 健康危機管理
①-2 区民防災力の向上	
①-3 災害時避難者・災害時要援護者対策	
①-4 災害に強い都市の実現	
② 地域における区民参画・協働の推進	地域コミュニティ 住環境 治安
③ 地域における活動・交流拠点の充実	
④ 良質で長く住み続けられる住環境の整備	
⑤ 治安対策の推進による地域防犯力の向上	

2

子育てしやすく、子ども・若者が
自分らしく成長できるまち

①-1 妊娠期からの切れ目ない支援	子育て支援
①-2 未就学児の子育て世帯への支援	
①-3 保育の質の向上・保育サービスの充実	
①-4 課題を有する子育て世帯への支援	
②-1 就学前の子どもに対する教育	教育
②-2 未来を切り拓くための力を育成する教育	
②-3 一人ひとりに寄り添った教育	
②-4 子どもが安心していきいきと過ごせる居場所づくり	
②-5 子どもの学びと成長を支える教育環境の整備	
②-6 学校と家庭・地域が連携した教育活動の推進	
③-1 子ども・若者の社会参画・活動の場の創出	子ども・若者支援 社会的養護
③-2 多様な子ども・若者への支援	

3

生涯にわたり健康で、
地域で共に暮らせる福祉のまち

①-1 どんな悩みごとでも受け止める相談体制の強化	高齢者・障害者等の自立支援 地域福祉 権利擁護
①-2 住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制の強化	
①-3 社会とのつながりや参加を支える仕組みづくり	
①-4 年齢や障害にかかわらず、いきいきと生活し続けるための支援	
①-5 暮らしやすく、社会につながる環境の整備	
①-6 共に支え合い、思いやりあふれる地域づくりの推進	
①-7 福祉人材の確保・支援と福祉サービスの質の向上	
②-1 健康に関する気づきの推進	健康・地域医療 保健衛生・健康危機管理
②-2 ところと体の健康づくりの推進	
②-3 健康危機管理の強化	
②-4 地域医療体制の充実	

4

豊かな心と活発な交流を育む
多彩な文化のまち

- ① 地域文化・伝統文化の継承と発展
- ② 文化芸術への参加・創造の機会の創出
- ③ 学習活動の支援を通じた生涯学習の推進
- ④ 多様な役割を持つ新たな図書館の実現
- ⑤ 生涯を通じたスポーツ活動の推進

文化芸術
生涯学習
スポーツ

5

活気とにぎわいを生み出す
産業と観光のまち

- ① 中小企業の経営力強化と起業・スタートアップの支援
- ② 持続可能な商店街に向けた活性化支援
- ③ 観光資源の活用による地域経済の活性化
- ④ 観光情報の発信強化と受入環境の整備
- ⑤ 消費者教育の推進と消費生活相談の充実

産業振興
観光振興
消費生活

6

共につくる地球にも人にも
やさしいまち

- ① 脱炭素社会の実現
- ② みどりのネットワークの形成
- ③ 省資源・循環型社会の形成
- ④ 良好な生活環境の保全
- ⑤ 人にも地球にも優しい行動の促進

気候変動・脱炭素
循環型社会
生活環境

7

誰もが居心地の
良い歩きたくなるまち

- ① 地域の特性を生かした都市づくり
- ② 池袋駅周辺地域の再生
- ③ 交通安全対策の推進
- ④ 魅力ある公園づくり

都市再生
景観
道路・交通
公園

2. 計画事業の位置づけ

(1) 計画事業について

基本計画では、基本構想で掲げる7つの「まちづくりの方向性」に50の「施策」を位置付け、体系化しています。

そして、施策ごとに目標を定め、目標に向かって効果的な取組が進んでいるか確認するための指標を設定し、進行管理をします。

地域経営の方針における分野横断的な戦略や施策ごとの目標を達成するための具体的な事業については、実施計画に位置付け、基本計画と関連付けすることにより、基本計画と一体的に進行管理を行います。しかし、区が実施する事業は多く、すべての事業の事業量を示しながら管理することは困難です。そこで、特に進行状況を管理する事業を「計画事業」として選定します。

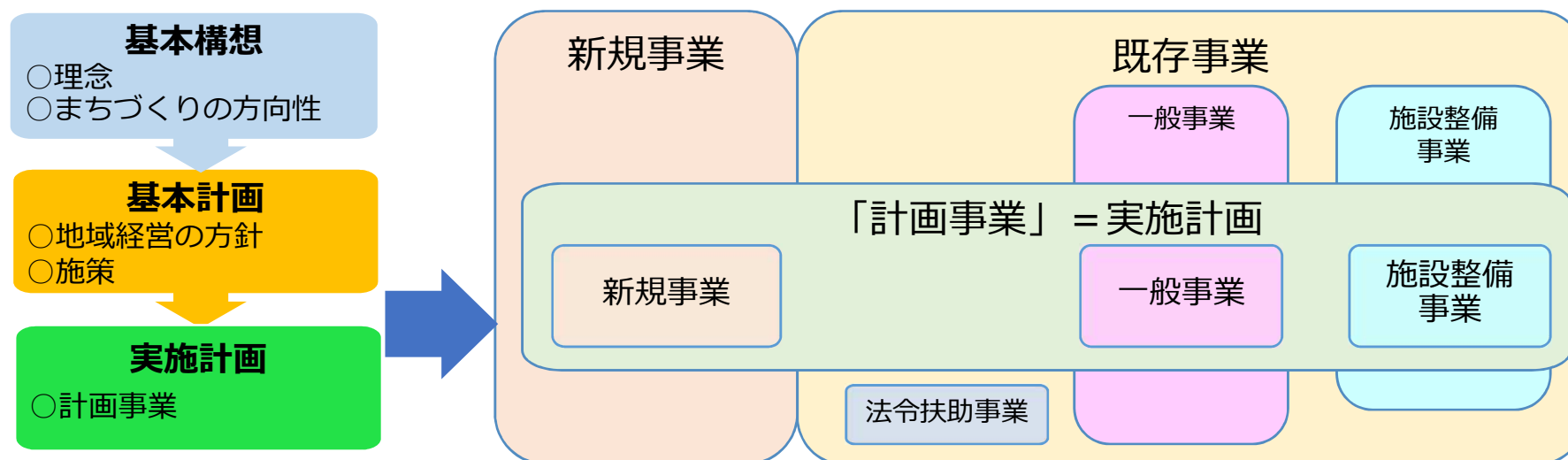
(2) 計画事業選定の考え方

計画事業の選定は、以下の考え方に基づいて行います。

(ア)「施策」の実現に関連性の深い事業(具体的には①指標への貢献度が高い事業、②施策を構成する代表的な事業)を計画事業として選定します。

(イ)既存事業を、投資的な性格を持つ「施設整備事業」、法令扶助事業、「一般事業」に分け、法令扶助事業については、法令等により義務づけられるものであるため、選定対象から除外します。

(ウ)施策の目的を達成するため、計画期間中に新たな展開が必要となった場合は、「新規事業」として、計画事業に位置付けます。



第2章

7つのまちづくりの方向性

方向性1 「地域と共に支えあう安全・安心なまち」

概要

日本一の高密都市であり、有数の繁華街を有する本区は、多様な人々が住み、訪れ、行き交います。また、異常気象や新たな感染症、首都直下地震等、様々な危機的事象の発生リスクがこれまで以上に高まっています。

区民が安心して生活し、生命の危険に脅かされない強靱で安全・安心なまちの実現に向け、まち一体となって、ハード・ソフトの両面から実効性の高い対策を講じます。

また、地域区民ひろば等の拠点を中心として、国籍を問わず多様な世代の地域活動への参画を促進し、地域コミュニティの活性化を図ります。

さらに、住み慣れた地域で安心して住み続けられる住環境の整備を推進します。

1

地域と共に支えあう
安全・安心なまち

①-1 区民の生命を守る総合危機管理能力の向上	防災・減災 健康危機管理
①-2 区民防災力の向上	
①-3 災害時避難者・災害時要援護者対策	
①-4 災害に強い都市の実現	
② 地域における区民参画・協働の推進	地域コミュニティ 住環境 治安
③ 地域における活動・交流拠点の充実	
④ 良質で長く住み続けられる住環境の整備	
⑤ 治安対策の推進による地域防犯力の向上	



施策(1-①-1) 区民の生命を守る総合危機管理力の向上

目指す姿

○異常気象や感染症、いつ起きてもおかしくない首都直下地震など様々な危機事象に対する準備に万全を期し、身体生命に危険が及ばない強靱なまちを多様な主体とともに創りあげている。

現状・課題

頻発化する様々な危機事象の発生リスク

- 気候変動による記録的な猛暑やゲリラ豪雨等の都市型水災害の発生、世界規模での感染症の大流行、いつ起こるかわからない首都直下地震等、過去に経験したことの無い規模の災害が数多く起こるリスクが増加しているだけでなく、これらの災害が複合的に発生する可能性も高まっています。
- 区民の生命と暮らしを守るには、各施策における従来の想定を見直し、被害を最小限に抑える「減災」や、都市機能の早期回復の視点を重視し、多角的にリスクへの備えを強化し続ける必要があります。
- また、高齢者・障害者や乳幼児等、配慮を要する人への視点や多様性を尊重したうえで、必要な支援を検討することも重要です。
- さらに、区が推進する公助の取組のほか、区民一人ひとりが自ら災害に備える必要性があることから、自助・共助の視点を踏まえ、多様な主体と連携して、区民の生命を守る強固な連携体制を構築することが必要です。

取組方針

あらゆる危機に対する基本姿勢

- 「人が主役のまち」の基盤となる強靱なまちを創るため、不燃化・雨水対策等のハード施策と各種訓練等のソフト施策を組み合わせ、実効性の高い取組を総合的に展開します。
- あらゆる危機事象への対応において、地域コミュニティの核となる町会、商店街、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、医療機関、消防団、教育機関、企業、区、災害ボランティア等の様々な主体が総力を挙げ、重層的かつ実効性の高い連携を行うための体制を構築するとともに、東京都とも連携し、災害時要援護者を始めとして区民の生命を最優先で守ります。
- 震災や水害等、危機の種類に応じた実践的な訓練を実施することで、区職員による機動的な対応を可能とする庁内体制の強化を図ります。
- 危機発生時には関係機関と連携し、迅速な情報収集・分析を行うとともに、一斉情報配信システム、SNS等、様々な手法で、正確な情報をリアルタイムで発信し、区民等の適切な行動を促します。
- 防災協定都市との協定内容の見直しを図り、具体的な支援内容を盛り込んだ実効力のある協定とします。

あらゆる危機から区民の生命を守る

- 熱中症への対応については、予防のための注意を積極的に呼びかけるほか、企業等とも連携して、暑さから避難するための涼みどころの拡大に取り組みます。
- 風水害への対応については、雨水流出抑制のための透水性舗装等のハード面の整備とともに、適切な避難指示発出や避難支援により、人的被害を抑制します。
- 感染症への対応については、コロナ禍の経験を教訓として関係機関との連携強化を図り、感染予防対策と医療提供体制の構築、正しい情報発信と知識の普及啓発を推進します。
- 地震への対応については、木密地域の不燃化、建築物の耐震化・無電柱化等のハード整備とともに、各種訓練や自助・共助による地域防災力を高める取組を推進します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標	現状値	目標値				
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標 「異常気象や感染症、首都直下地震などの様々な危機事象に対する強靱なまちづくりが進んでいる」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	22.3	22.5	22.7	22.9	23.1	23.3
活動指標 防災訓練・救援センター開設運営訓練の参加者数【人】	4,445 (2023年度)	4,650	4,750	4,850	4,950	5,050



施策(1-①-2) 区民防災力の向上

目指す姿

- 区民の多様性に応える救援センター(避難所)の開設や運営を区民が中心になって実施できている。
- 区民の防災意識が向上し、多くの区民が防災備蓄等を行っている。

現状・課題

災害への備えの必要性

- 能登半島地震の発生に伴い、災害対策に関する意識が高まっていますが、時間の経過とともに風化されることが懸念されます。
- 防災対策は、感染症蔓延防止の観点からも、自らの身の安全は自らが守ること(自助)が基本であり、区民一人ひとりが災害に関する正しい知識を持ち、自主的に備えを心がけることが重要です。継続した呼びかけを行い、自助の意識を醸成する必要があります。

地域防災体制見直しの必要性

- 令和4(2022)年に改定された東京都の地域防災計画を踏まえ、区においても地域特性に応じた防災対策の強化が求められています。
- また、救援センターにおけるニーズの多様化や、訓練参加者の高齢化が進んでいます。共助による初動活動を円滑に進めるには、事業者や専門家等、様々な方の参加が必要です。
- さらに、多くの世帯が居住するマンションの防災対策が必要不可欠となっています。

取組方針

一人ひとりの防災意識の向上

- 避難行動を示したリーフレットや動画等により、在宅避難時に必要な行動や備蓄品の準備を幅広い世代に伝えとともに、防災フェスをはじめ、子どもから大人まで、災害について楽しく学べる場を提供することで、災害への備えを啓発します。
- 救援センター開設訓練への参加有無を問わず、平時から救援センターの運営方法や防災設備の取扱い要領等について確認できるよう、防災に関する動画コンテンツの充実を図ります。
- 小・中学校における防災教育やAED活用訓練を実施するほか、合同防災訓練等への積極的な参加を促し、子どもの頃からの防災意識の向上を図ります。
- 感震ブレーカーの普及、**ハザードマップの周知**、家具転倒防止、エレベータ停止への対応等、住環境によって変わるリスクについて普及啓発を進め、災害発生時の被害軽減に努めます。

共助による地域防災力の向上

- 各地域の町会を中心とした救援センター開設訓練等を、感染症対策や**タイムライン**を含め、**地域団体等と連携して**実践的に実施します。
- 防災士資格取得費用助成等により、災害時に活躍する地域防災リーダを育成するとともに、若者や子育て世帯等、幅広い世代へ訓練の参加を促し、地域防災力の向上を図ります。
- 非常時の医療救護体制について、地域医療機関、災害ボランティア受入機関等との連携を深め、救援センター運営支援体制を確保するとともに、**区民への周知を図ります**。
- マンションについては、管理セミナーや、マンション単位での防災訓練等の機会を通じて、エレベーターキャビネットや、家具の転倒防止の必要性、救援センター開設訓練を普及周知し、住民同士が互いに助け合えるような体制の構築を促進します。
- 外国人の防災意識の向上のため、**関係機関と連携した**普及啓発に取り組みます。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標	現状値	目標値				
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標 「災害に備えて家具転倒防止対策や家族分の備蓄をしている」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	35.7	36.0	36.3	36.6	36.9	37.2
活動指標 災害ボランティア登録人数【人】	62 (2023年度)	65	72	80	90	100



施策(1-①-3) 災害時避難者・災害時要援護者対策

目指す姿

○震災発生時や水害等の発生が予見される時等に、すべての区民が適切な避難行動により安全な場所に避難し、避難先において安心して避難生活をおくることができる。

現状・課題

多様性に配慮した避難生活の確保

- 高齢者、障害者や乳幼児など、災害が発生した場合の避難等の対応に困難を伴うことが想定される方々は、生命の危険に脅かされるリスクがとりわけ高い現状があります。
- あらゆる区民の生命を守るためには、多様性を尊重したうえで、必要な支援を検討するとともに、平時から関係機関と連携した仕組みを構築することが必要です。

避難行動要支援者への支援体制構築

- 災害発生時は、避難の遅れが大きな被害につながることから、避難に時間を要する区民が発災時に円滑に避難行動をとれるよう、個別避難計画の作成を進める必要があり、令和5(2023)年度には、個別避難計画作成モデル事業を高田地域において実施しました。
- 個別避難計画の作成では、町会、係事業者等との協力・調整のもと、避難支援者や計画作成に関する担い手の確保が必要です

取組方針

あらゆる区民の安全な避難生活を確保する

- 災害時に、救援センター等で安心して避難生活を送ることができるよう、災害時要援護者、女性、子どもをはじめ、外国人等も含めた多様な視点を**国際的な基準も踏まえて**取り入れ、救援センター等の環境改善、備蓄物資の拡充、多言語対応を含めたコミュニケーション手段・情報発信の強化を図ります。
- 負傷した方や避難生活により精神的ストレス等で体調を崩した方に対し、医療救護所などで迅速かつ適切な医療を提供するために、区内医療機関、医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護師会など関係機関との連携を強化します。
- 福祉救援センターを円滑に開設するため、指定されている障害・介護施設と開設訓練等を通じて連携を強化し、障害や疾病、介護が必要等の理由で、救援センターでの避難生活が困難な方が、安心して避難生活を送れる環境を速やかに提供します。

避難支援者の確保と個別避難計画作成にかかる事業者等との連携強化

- 障害福祉・介護サービス事業者や町会等の地域防災組織、民生委員等の多様な主体と連携し、計画作成を支援する担い手を育成します。また、災害時要援護者の情報を地域と共有し、発災時に声掛けや避難支援がスムーズに行えるよう、区民の防災リテラシーの向上を図り、地域における共助の輪を広げます。
- 豊島区介護事業者災害対策連絡協議会と連携して、計画作成支援のスキームを構築し、個別避難計画の作成を希望する区民一人ひとりの特性に応じた避難計画の作成を着実に進めます。また、個別避難計画の作成を希望しなかった避難行動要支援者に対して、計画作成の意義の周知や、作成に向けた働きかけを継続して行い、作成者数の増加に取り組みます。

【施策の効果を表す代表的な指標】

成果指標	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	災害時において、救援センターでの活動に協力する意向を示した防災士を配置した人数【人】	0	35	52	70	88	105
成果指標	個別避難計画の作成支援を希望した避難行動要支援者に対する計画作成割合【%】	2025年度開始	50	90	90	95	95



施策(1-①-4) 災害に強い都市の実現

目指す姿

〇建物の不燃化・耐震化が図られ、道路、公園等の整備が進み、誰もが住み続けられる安全・安心なまちづくりが進んでいる。

現状・課題

災害時の被害拡大防止

- 〇 本区は、狭い道路が依然として多く、公園等の空地が不足している地域もあります。
- 〇 加えて、木造住宅密集地域は、区内の約4割を占めており、災害に対する脆弱性を抱えています。
- 〇 幹線道路沿いの建物や、電柱の倒壊は、災害時の避難や消防活動に大きな影響を与えます。
- 〇 さらに、集中豪雨による道路冠水等、災害時の都市型被害が発生しています。
- 〇 いつ発生するか分からない災害に備え、狭い道路の解消、建物の不燃化・耐震化、道路の無電柱化、橋梁の健全な管理、都市型水害対策等、ハード面における被害の拡大防止を進める必要があります。

取組方針

地震に強い地域の基盤づくり

- 〇 いざという時に区民が安全に避難できるように、区内の狭い道路の拡幅整備を着実に推進するとともに、区道の無電柱化を計画的に進めます。また、木造住宅密集地域の防災生活道路の整備促進や救援センターへの避難経路等の整備を図ります。
- 〇 老朽化した建物の除却や建替え、耐震化を促進します。
- 〇 木造住宅密集地域では、地域住民で構成されるまちづくり協議会や関係権利者の協力を得ながら道路や公園づくりを進めるとともに、**災害時に必要な防災設備を確保し**、延焼による焼失率がほぼ0%となる「不燃領域率70%以上」を目指します。
- 〇 特定整備路線沿道の建替え促進や共同建替えの推進等、東京都の都市計画道路整備事業と連携したまちづくりを進め、延焼遮断帯の形成を図ります。
- 〇 建物の倒壊による道路閉鎖等を防止するため、特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対する耐震化の働きかけを強化し、沿道建物の耐震化100%を目指します。
- 〇 地震等に強い道路、橋梁、建物を整備することにより、災害時にも迅速な復旧・復興が可能なまちづくりを進めます。

都市型水害の未然防止

- 〇 大雨や台風による被害を抑えるために、東京都と連携し、透水性舗装の整備や雨水枡の適切な維持管理を行います。
- 〇 災害に対する適切な水防対応を行うため、神田川の水位警報装置を適切に管理するとともに、道路冠水に備えた監視システムを構築します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

成果指標	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	重点整備地域内の不燃領域率【%】	67.8 (2023年度)	70	70	70	70	70%以上
成果指標	狭い道路拡幅整備率【%】	40.1 (2023年度)	42.0	43.0	44.0	45.0	46.0



施策(1-②) 地域における区民参画・協働の推進

目指す姿

- 国籍を問わず多様な世代が地域活動の担い手として参画し、地域コミュニティが活性化することで、地域における人々とのつながりや信頼関係が深まり、安全・安心、幸福度が高まっている。
- 公民の協働や地域団体の相互連携が進み、地域課題の解決に向けて共に協力し合っている。

現状・課題

地域コミュニティの結束力の低下

- 我が国は人口減少社会に突入し、本区でも、少子高齢化や孤立化、外国人との共生、新規マンション住民と地域住民との交流の希薄化等、新たな地域課題が生じています。さらには、自然災害リスクの高まりに伴い、その対策も喫緊の課題となっています。
- これらの課題に対して、地域に根ざした、効果的な解決を図るには、行政だけでなく、町会、自治会をはじめとする地域コミュニティとの協働が不可欠です。しかし、区民の価値観の多様化や、町会活動の担い手不足といった長年の課題が顕在化し、区民相互の結束力が低下しています。
- 今こそ、地域課題の解決のため、これまでつながりの薄かった若年層や現役世代、外国人等が地域コミュニティに参画する機会を促進し、町会やNPOなどの地域団体との協働をさらに推進する必要があります。

取組方針

地域コミュニティ(町会、区民ひろば、NPO等)の活性化

- 区が区民と共に、**また区民自らが**地域課題を解決するには、町会・自治会等の組織を強化し、地域コミュニティの活性化を図る必要があります。このため、若年層や現役世代の町会等への参画を促進し、デジタル化、SNS活用、イベント開催、情報発信の強化等を通じて、住みやすいまちの実現に向けて取り組みます。
- また、**災害発生時に**地域コミュニティの力が発揮できるよう、**日頃から**町会等のつながりを大切にし、顔の見える付き合い、お互いが声掛けしやすい環境づくりに取り組みます。
- 町会、区民ひろば、NPOを始めとした、様々な地域団体のネットワーク構築を推進し、さらに企業や大学等、地域貢献に意欲のある人々や団体とのマッチング・連携を支援します。これにより地域活動をさらに活性化させ、協働による地域課題の解決に積極的に取り組みます。

多様な主体による地域活動への参加促進

- 社会貢献に関心のある若者や女性、外国人等、多様な人々のつながりを促進し、組織や集団に属さない個人も含め、より多くの区民が自らの立場で地域活動に参加できる機会を提供します。
- 地域活動に関心がある区民や団体に対して、活動の始め方や効果的な進め方等、ニーズに合わせた講座やイベントを開催し、地域活動への参加を促進します。また、地域活動に対する事業費の補助を通じて、地域活動の発展と継続を支援します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標	現状値	目標値				
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標 「さまざまな地域活動団体やNPO、企業、大学、行政等の連携によるまちづくりが進んでいる」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	23.3	24.0	25.5	27.0	28.5	30.0
成果指標 区とNPO等との協働事業の実施数【件】	229 (2023年度)	250	260	270	280	290



施策(1-③) 地域における活動・交流拠点の充実

目指す姿

○区民ひろばや地域活動交流センターなど地域活動の拠点において、様々な区民のニーズをとらえた事業が展開され、区内で活躍する多様な地域人材や地域団体の連携及び交流が活発に行われている。

現状・課題

区民ひろばの再構築

- 地域コミュニティの拠点として、区内26か所で区民ひろばを運営しています。
- 幅広い世代の利用促進に向け、利用が少ない中学生から現役世代を対象とした施策を展開する必要があります。
- また、地域住民主体のNPO法人による自主運営を含め、地域コミュニティの拠点という観点から、区民ひろばを再構築する必要があります。

団体ニーズを捉えた施設運営の必要性

- コロナ禍を経て、地域団体は積極的に活動を展開しています。一方で、区民集会室については、利用率が伸び悩んでいます。
- 地域活動の一層の発展に向けて、団体のニーズを捉えた施設運営が必要です。
- より多くの区民・団体の利用を促進するため、地域活動交流センターや区民集会室の機能・利用環境の充実が必要です。

取組方針

新たな区民ひろばの実現

- 企業やNPO、社会福祉法人、大学等、多様な主体と連携し、地域特性に応じた特色ある区民ひろばをつくります。
- デジタル化を進め、地域特性やニーズを分析した事業を展開することで、区民ひろばの新たな利用者層を拡大させ、多様な世代・属性を持つ区民やグループの交流をさらに促進します。
- 健康的な暮らしと福祉の促進をサポートするほか、中学生から現役世代の利用を促進するため、コミュニティカフェ、スポーツ、アート、音楽などの多彩なメニューを展開し、あらゆる人の居場所としての「新・区民ひろば」を実現します。
- 区民ひろばの改築・改修を契機に、機能的なレイアウトへの見直しやバリアフリー化のさらなる推進、オンライン機能の充実を図り、赤ちゃんから高齢者、障害者、外国人など多様な方が気軽に安心して利用できる施設として整備します。

多様な区民や団体の活動・交流の促進

- 区内のNPOを支援する地域活動交流センターにおいて、対面の交流会に加え、SNSを活用した時間や場所にとらわれないコミュニケーションの場を設け、団体交流の促進を図ります。
また、区民ひろばと連携し、区民活動支援の一層の充実を図ります。
- 区民集会室においては、SNSを活用したりリモートなどの新たな活動方法にも対応する環境を整備するとともに、子育て世代や中高生の居場所の提供などの仕組みを整備します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

成果指標	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	区民ひろばの登録者数【人】	21,609 (2023年度)	23,000	24,000	25,000	26,000	27,000
成果指標	「地域活動のための施設やスペースがあり、子どもから高齢者までの多様な世代が交流している」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	31.3	32.0	32.5	33.0	33.5	34.0



施策(1-④) 良質で長く住み続けられる住環境の整備

目指す姿

○子育て世帯の定住化が進み、多様な世代、世帯に応じた質の高い住宅がバランスよく確保され、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる。

現状・課題

居住の安定確保

- 子育て世帯が増加する一方で、定住率は、伸び悩んでいます。また、高齢者・障害者・外国人等の住宅確保要配慮者の住まいの確保が課題になっています。
- 多様な世代・世帯が、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられる、ライフステージ・ライフスタイルの変化等に応じた住まいへの支援や、住宅確保要配慮者が住宅を借りやすい環境づくりが求められています。

住宅ストックの適正な維持管理

- 区内の住宅総数は世帯数を大きく上回っていますが、様々な世帯構成に対応した住戸が少ないことや、分譲マンションの適正管理、今後増加が予想される空き家への対応等が課題となっています。
- 多様な世代、世帯がニーズに応じた住戸を確保するためには、地域において多様で良質な住宅ストックが形成されていることが必要です。

取組方針

住み慣れた地域で暮らし続けられる住まいの確保

- 子育て世帯の「良質な住まいの確保」への支援や、子育て世帯と親世帯との同居・近居への支援等により、子育て世帯の定住支援に取り組みます。
- 民間賃貸住宅のオーナーに対して、住宅確保要配慮者の入居を断らないセーフティネット住宅等への登録の支援を行い、住み慣れた地域で暮らし続けられる住まいの確保を促進するとともに、社会福祉協議会、居住支援協議会、地域の団体等との協働により、入居から入居後の生活支援まで、福祉施策と連携し、住宅確保要配慮者への切れ目ない支援体制の強化に取り組みます。
- 民間住宅を活用した、居住の安定のための新たな支援制度の検討を行います。

良質で長く住み継がれる住宅ストックの形成

- 子育て世帯に適した居住面積がある住戸の供給誘導を行うなど、民間活力を活用した多様な世帯構成・世帯規模に対応する住戸の整備を促進します。
- 分譲マンション管理組合に対して、適切な管理状況の届出の勧奨や、長寿命化についての積極的な情報発信、支援を行うことにより、組合員の当事者意識を高め、適正な維持管理を推進し、管理水準の向上を図ります。
- 空き家利活用に関する啓発や情報提供、管理不全な建物に対する指導や助言等により、空き家の適正な維持管理を推進するほか、不動産関係団体や空き家活用事業者と連携し、高齢者や女性、若者向けのシェアハウスや居場所等の整備を促進します。
- 区営住宅等の供給については、建替えや都営住宅の移管を基本として推進し、建替えにあたっては、区全体の住宅支援策と連動しつつ戸数の増を図ります。

【施策の効果を表す代表的な指標】

成果指標	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	「現在住んでいる地域に住み続けたい」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	81.0	81.5	82.0	82.5	83.0	83.5
成果指標	ファミリー世帯の構成割合【%】	19.1 (2023年度)	19.7	20.0	20.3	20.6	21.0



施策(1-④) 良質で長く住み続けられる住環境の整備

現状・課題

魅力ある住環境の形成

- 多様な世代が「住みたい、住み続けたい」と思え、安全・安心に暮らすことができる、地域の魅力を生かした住環境の創出が課題となっています。
- 防災性能や防犯機能が高く、人や環境にやさしい住まいづくりを推進することに加え、地域コミュニティの活発な活動を促進し、区民が愛着と誇りを持てる住宅・住環境を創出していく必要があります。

取組方針

愛着と誇りがもてる住環境の創出

- 防災や防犯に関する住宅設備の充実と対策の強化、地域コミュニティの形成による防災力・防犯力の向上を推進するとともに、緑化や省エネ対策等、環境へ配慮した健康的に暮らせる住宅・住環境の整備を推進します。
- **NPO・地域団体が運営する子ども食堂やコミュニティカフェ、コワーキングスペース等、地域における居住機能を支える居場所の創出を支援します。**



施策(1-⑤) 治安対策の推進による地域防犯力の向上

目指す姿

○区民や町会等の各種団体、事業者、警察その他関係機関との連携が強化され、公民が一体となって防犯活動に取り組み、犯罪のない誰もが安心して暮らせるまちを実現している。

現状・課題

社会情勢に即した治安対策

- 区内の刑法犯認知件数は、平成15(2003)年から減少傾向にありますが、社会情勢の変化が著しい中、子どもからシニアまでの各年齢層、性別、地域の特色等、それぞれの実態に即した治安対策を行う必要があります。
- 誰もが安心して暮らせるまちを実現するため、対応のための組織体制の構築と、関係機関との相互連携を強化し、犯罪等から区民を守る取組を継続する必要があります。

取組方針

公民一体となった治安対策の推進

- 誰もが安心して暮らせるまちの実現に向けて、全庁横断的な対策本部を設置して対応にあたるとともに、警察をはじめとした関係機関との協働・連携を強化し、地域の様々な主体が持つ多様な視点を生かし、地域の自助・共助の気運を高めます。
- 特殊詐欺、危険ドラッグ、虐待、痴漢、性被害等から子ども・若者・女性・高齢者を守るため、警察と連携した犯罪被害防止対策に取り組みます。
- SNSの活用及び講話・各種イベント等の様々な方法により、区民に分かりやすい防犯情報を積極的に発信します。
- 青色防犯灯付きパトロール車の365日運行による警戒や、区・警察・地域団体等、公民が一体となって実施する繁華街等における客引き対策・路上喫煙対策・違法看板対策等の環境浄化・防犯パトロールを推進し、犯罪の抑止を図るとともに、まちのイメージを向上します。

地域防犯力の強化

- 地域防犯パトロールの参加者の高齢化が進んでおり、若者を始めとした幅広い年齢層の区民や地元企業等の参加を促す必要があります。
- 町会等が設置した防犯カメラの経年劣化が進んでおり、防犯カメラの維持管理に対する支援が必要です。
- また、被害者の約8割を高齢者が占める特殊詐欺対策が喫緊の課題となっています。

地域防犯の継続支援による防犯力の強化

- 地域防犯パトロールでは、若者からシニアまで幅広い年齢層や地域の企業等の防犯活動参加を促すことで、「ひとのつながり」を築き、相互に見守り合う地域の主体的な取組による防犯環境の構築を支援します。
- 犯罪の予防や事件捜査で活用されている街頭防犯カメラの設置・更新及び維持管理経費等に対する助成を行うことによる防犯環境の整備や防犯指導など、区と警察の連携した支援を強化し、地域全体の防犯力の向上を図ります。
- 特殊詐欺は、若者が安易に加害者として関わる恐れがあるため、犯罪に加担しないことを含めた広報啓発をするとともに、高齢者等に対して区で無償貸与している自動通話録音機の設置を促進するなど、警察と連携して特殊詐欺の根絶を図ります。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	区内の刑法犯認知件数【件】	3,405 (2023年度)	3,200	3,100	3,000	2,900	2,800
成果指標	「治安が良く、安心して暮らせる」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	39.1	40.0	45.0	50.0	55.0	60.0

方向性2 「子育てしやすく、子ども・若者が自分らしく成長できるまち」

概要

消滅可能性都市を脱却した本区が、持続発展するまちを実現するためには、きめ細かな質の高い子育て環境と子ども・若者目線のまちづくりが必要です。

また、家庭や子ども・若者が抱える悩みや困難は多様であり、一つ一つに寄り添った対応・支援が求められています。

切れ目ないぬくもりのある支援により、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組みます。

また、子どもたち一人ひとりが、個性や特長を生かして、笑顔で元気に、たくましく未来を切り拓いていけるよう、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して、すべての子どもの学びと成長を支えます。

さらに、子ども・若者が安心して過ごせる居場所を創出するとともに、自分らしく夢や希望を持って成長できるまちづくりを進めます。

2

子育てしやすく、子ども・若者が
自分らしく成長できるまち

①-1 妊娠期からの切れ目ない支援	子育て支援
①-2 未就学児の子育て世帯への支援	
①-3 保育の質の向上・保育サービスの充実	
①-4 課題を有する子育て世帯への支援	
②-1 就学前の子どもに対する教育	教育
②-2 未来を切り拓くための力を育成する教育	
②-3 一人ひとりに寄り添った教育	
②-4 子どもが安心していきいきと過ごせる居場所づくり	
②-5 子どもの学びと成長を支える教育環境の整備	
②-6 学校と家庭・地域が連携した教育活動の推進	
③-1 子ども・若者の社会参画・活動の場の創出	子ども・若者支援 社会的養護
③-2 多様な子ども・若者への支援	



施策(2-①-1) 妊娠期からの切れ目ない支援

目指す姿

○妊娠期から乳幼児期の子育て世帯が、必要な時に気軽に相談でき、つながり・見守られ続けることで誰もが安心して子どもを産み育てられる。

現状・課題

妊娠中からの孤独・孤立化への対応

- 核家族世帯が多く、祖父母世代の就労継続化等により育児サポートが得られにくい中、育児の孤独・孤立化が問題となっています。周囲のサポートが得られない「孤育て」の状態で、不安を抱えながら子育てをする状況が生じています。
- また、父親の育児休業の取得率が向上する中、父親の産後うつなど、父親のメンタル不調のリスクも高まっています。
- 加えて、今後も、外国人世帯の増加が見込まれることから、多言語による情報発信や相談対応が求められています。
- 妊娠期からの切れ目ない支援とともに、地域や民間団体と協力し、子育て世帯の支援ニーズを汲み取りながら、適切なサポートや情報を受け取ることができる環境づくりが重要となっています。

取組方針

こども家庭センターによる支援の充実

- 母子保健と児童福祉とが一体的に支援する機能を有する「こども家庭センター」が、それぞれの専門性を生かして、必要な支援を早期発見し、総合的な支援を実施することで、地域の中で安心して子育てできる環境を作ります。
- 全ての妊婦を対象とした面接や、乳児がいる世帯への訪問、産後ケア、見守り訪問等により、子育てにおけるリスクを早期に把握します。
- 健康面、精神面のフォローや、生活環境等について継続的に支援が必要な世帯に対して伴走型支援を行うとともに、関係機関や関係団体と見守り続けることにより、孤独・孤立化を防ぎます。
- 外国人世帯が適切な支援を受けられるよう、NPOや支援団体等と連携した多言語による情報発信や相談対応を強化します。
- 妊娠・出産を控えた母親・父親同士が集うイベントや講演会の開催等、参加者同士が意見や情報を共有できる機会を創出し、**親同士のコミュニティの形成を図ります。**
- 父親も支援を受けやすくなるよう、男性視点による情報の発信や、子育て情報を収集・交換できる場を提供します。
- 子育て世帯への情報提供や手続は、デジタル化により利便性を高めるとともに、SNS等を活用し、ターゲットを絞った積極的な情報発信を強化します。
- 「東部子ども家庭支援センター」の再整備の検討を進めるとともに、「こども家庭センター」の妊娠期から乳幼児期の子育て世帯に対する支援を拡充します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

種類	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	「妊娠・出産期からきめ細やかな支援により、安心して子どもを産み育てることができる」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	27.5	28.0	28.5	29.0	29.5	30.0
成果指標	サポートプラン作成数【件】	2024年度開始	60	70	80	90	100



施策(2-①-2) 未就学児の子育て世帯への支援

目指す姿

○就学前の子育て世帯が悩みを抱えこまず、孤立することなく、安心して子育てしやすい環境が整っている。

現状・課題

子育て世帯の悩みの多様化

- 子育て世帯の悩みは、子どもの成長過程による様々な変化があることに加え、子育て中の経済的・精神的負担感や、家庭環境等によって多様化していきます。
- 特に、在宅で子育てをする場合、社会との接点を持てないことにより、子育ての悩みや困りごとを世帯のみで抱えてしまう状況が生じやすくなっています。
- 未就学期においては、保育園・幼稚園で、配慮を必要とする子どもの数が年々増加しています。また、育児休業等、企業の制度も整い、夫婦の働き方が多様化したことによる新たな課題も生じています。
- 安心して子育てをするためには、子育ての悩みを抱える世帯の早期発見と課題解決が求められ、子どもの成長に伴走する様々な相談体制の整備が必要です。



取組方針

訪問支援の強化と居場所の提供、地域子育て相談機関の充実

- 子どもの成長に伴って生じる様々な心配事や悩みについて、身近な施設で気軽に相談できる「地域子育て相談機関」を整備し、未就学期の子どもがいる世帯を、早期に包括的に支援できる仕組みづくりを行います。
- 支援にあたっては、世帯における課題を保護者等と共に明確化し、保護者自らが課題を解決する力を養い、将来の課題を予測し回避できるよう、関係機関や民間団体等と連携して総合的な対応を図ります。
- 就労の有無に関わらず、保育施設を利用できる「定期預かり保育」や「一時保育」の利用、「マイほいくえん」の登録を促進し、子育て家庭の孤立防止と、育児不安や負担の軽減を図ります。
- 障害や発達に課題があるなど、配慮を必要とする子どもとその世帯については、こども家庭センターや児童発達支援センター、保育園、幼稚園等が連携し、それぞれの専門性を生かし、子どもの発達段階や特性に応じて多角的に支援します。
- 育児休業から復帰する世帯は、生活の変化や夫婦間の役割分担の変化から生じる課題が多くなることから、職場復帰のための準備講座や講演会の開催、企業と連携したワーク・ライフ・バランスの推進等、円滑な職場復帰をバックアップします。

【施策の効果を表す代表的な指標】

種類	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	マイほいくえん登録者数【人】	309 (2023年度)	321	328	334	341	348
活動指標	子ども家庭支援センター相談件数【件】	16,102 (2023年度)	16,120	16,140	16,160	16,180	16,200



施策(2-①-3) 保育の質の向上・保育サービスの充実

目指す姿

〇一人ひとりを大切にした質の高い保育により、多様な子どもたちが健やかに成長し、安心して子育てができる環境となっている。

現状・課題

区全体の保育の質の向上

- 〇 国は、「こども未来戦略」で、「保育の量の拡大から質の向上」への方針を示しました。
- 〇 本区では、令和2(2020)年度から5年連続して待機児童ゼロを維持するとともに、「豊島区保育の質ガイドライン」を策定するなど保育の質向上に取り組んでいます。
- 〇 特別な配慮が必要な子どもへの対応の充実やさらなる保育サービスの向上等が求められています。

保育需要の変化

- 〇 0～5歳児人口の減少や年度当初の保育施設の定員割れなど、保育を取り巻く環境は変化しています。
- 〇 今後、既存の保育施設を活用しつつ、地域の保育需要に大きく影響する大規模マンションの竣工、まちづくりの進展等に合わせた対策が必要です。

取組方針

特別な配慮が必要な子どもたちの保育の充実・地域の保育施設間の連携

- 〇 安全・安心な環境のもと、子どもが心身ともに健康に育ち、多様な経験ができる保育サービスを提供するため、文化体験の機会の創出、遊び場の拡大、特別保育の実施、保育人材の確保・育成、安全対策の強化、巡回指導・指導検査の充実等に取り組めます。
- 〇 区立保育園では、子ども家庭支援センターや児童相談所等と連携し、特別な配慮が必要な障害児、医療的ケア児、外国籍・要支援家庭の子どもたちを受け入れ、子どもと保護者の支援に取り組むとともに、その知識や経験を私立保育園や地域型保育事業所と共有し、様々な課題を抱える子どもを支える体制を強化します。
- 〇 区内の幼児教育の拠点となる「幼児教育センター」を生かし、小学校との円滑な接続や人格形成の基礎を培う幼児教育を推進するとともに、区立保育園を中心とした地域の保育施設間の連携により、日常的な子どもの交流や保育士の学び合い等、保育の質向上に取り組めます。

既存の保育施設の有効活用・大規模マンション等の対策

- 〇 区立保育園では、地域の保育需要に対応した定員調整を実施するとともに、私立保育園や地域型保育事業所と連携して、必要な保育定員の確保や定員の適正化に取り組めます。
- 〇 大規模マンションの竣工等に伴う対策として、既存の保育施設において定員の確保に取り組むとともに、新たな認可保育園を整備するなど、局地的な保育需要の増加に対応します。
- 〇 中長期的な区立保育園の整備方針を策定し、今後求められる区立保育園の役割への対応や計画的な施設更新を進めます。

【施策の効果を表す代表的な指標】

種類	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	「需要に応じた保育サービスが提供されている」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	26.1	26.6	27.1	27.6	28.1	28.6
成果指標	待機児童数【人】	0	0	0	0	0	0



施策(2-①-4) 課題を有する子育て世帯への支援

目指す姿

○課題を有する子育て世帯に適切な支援がなされ、子育ての喜びを感じられる。

現状・課題

家庭環境の多様化と複雑化

- 子どもの発育や発達に課題がある子育て世帯からの相談は年々増加傾向です。
- 子育て世帯が抱える課題の背景は、生活困窮、ひとり親、保護者の傷病や障害、DV被害、養育困難等、多様化・複雑化しています。
- 支援にあたっては、就労環境や生活環境のほか、経済状況や養育費の受け取り状況等を含めた、それぞれの世帯の状況に応じたきめ細かな対応が求められています。
- 多様な課題を抱える子育て世帯に適切に対応するには、地域や関係機関が一体となった支援体制を整える必要があります。



取組方針

課題を有する子育て世帯に向けた相談・支援体制の充実

- こども家庭センターにおける見守り訪問等のアウトリーチを積極的に実施し、課題を有する子育て世帯を早期に発見し、適切な支援につなげます。
- 要保護児童対策地域協議会の関係機関や関係団体との連携を強化するとともに、区と民間団体等が一体となった支援を実施し、多様な課題を抱える世帯を支援します。
- 医療的ケア児や発達障害児、難病の子ども、**多胎児**等、様々な支援が必要な子どもを育てる世帯に対し、医療的ケア児等支援協議会や発達障害者支援ネットワーク会議等を通じて、保健、医療、福祉、子育て、保育、教育等の関係部署が連携し、相談体制の強化と支援の充実を図ります。
- 家事・育児に負担感、不安感を感じる世帯に対し、育児支援ヘルパーの派遣やショートステイを実施することで、不安感・負担感を軽減します。
- 困難な状況に陥りやすい、ひとり親世帯や特定妊婦(支援が必要と認められる妊婦)に対して、伴走型の自立支援により生活の安定を図ります。
- DV被害や様々な事情により居所がないなどの困難を抱えた女性や母子の緊急保護と相談支援の充実により、安全の確保と生活再建を図ります。
- **経済的な困難を抱える世帯の子どもに対して、企業や団体等と連携し、体験の機会を創出します。**

【施策の効果を表す代表的な指標】

種類	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
活動指標	子育てエール(子育て世帯見守り訪問事業)のエスカレーション件数【件】 ※エスカレーション件数……継続対応に引継いだ件数	5 (2023年度)	27	27	27	27	27
成果指標	居所のない女性・母子(DV被害者含む)を保護対応した件数【件】	42 (2023年度)	45	45	45	45	45



施策(2-②-1) 就学前の子どもに対する教育

目指す姿

- 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育が行われている。
- 幼稚園や保育園等の幼児教育施設の種類を問わず、就学前の子どもが小学校へ円滑に接続している。

現状・課題

幼児教育の重要性

- 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、就学前の子どもに質の高い幼児教育が求められています。
- 幼児教育に関わるすべての者が相互に連携し、質の高い幼児教育を提供するとともに、特別な支援が必要な子どもや外国籍の子ども等、全ての子どもが健やかに成長できる環境を整えていく必要があります。

幼児教育施設と小学校の円滑な接続

- 幼児教育においては、遊びを通して小学校以降の学びの芽生えを培い、小学校ではその学びの芽生えをさらに伸ばしていくことが求められています。
- 区立幼稚園だけでなく、私立幼稚園や公立・私立保育園を含めた幼児教育施設全体で小学校との円滑な接続が可能な仕組みを検討していく必要があります。

取組方針

幼児教育の質の向上

- 幼児教育に関わる教員・保育士の資質向上のための合同研修等を実施し、すべての公立・私立の幼稚園・保育園で、「幼稚園教育要領」や「保育所指針」に記載されている「思考力の芽生え、豊かな感性と表現、健康な心と体」等、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を目指した幼児教育を、**子どもの成長や個性を尊重したうえで推進します。**
- 地域人材やNPO団体等と連携し、文化・芸術・音楽、**自然環境に触れるなど**の体験機会を増やすことで子どもたちの人格形成の基礎を育成します。
- 区内の幼児教育の拠点となる「幼児教育センター」を**設置し、その機能等を広く周知**するとともに、今後増加が見込まれる特別な支援が必要な子どもに対しても、質の高い教育が提供ができるよう、各幼児教育施設へ幼児教育アドバイザーを派遣し、幼稚園教諭・保育士への個別指導も行います。
- 「幼児教育センター」による相談窓口を充実させ、家庭で保育する保護者の悩みに応じた支援を行います。

保育園・幼稚園・小学校連携の強化

- 子どもに関する情報交換や年間行事の共有等を行う「保幼小連絡会」を小学校学区単位で開催し、幼児教育に関わる幼稚園教諭・保育士と小学校教員の交流を行うことで、小学校と各施設間の連携や協力がしやすい**統一的な環境**を整備します。
- 就学後の1年生が安心して小学校生活を過ごせるよう、幼稚園・保育園の子ども同士の異年齢交流を行うだけでなく、小学校の授業や運動会への参加を促進するなど、小学校との交流活動を充実させ、「小1プロブレム」を解消します。
- 幼稚園教諭・保育士・小学校教員合同によるアプローチ・スタートカリキュラム研修を実施し、幼児教育施設と小学校で切れ目ない教育を行います。

【施策の効果を表す代表的な指標】

種類	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	学校・園は、関係諸機関等(保育園や幼稚園、小学校、中学校)と連携を図っていると思うと肯定的な回答をした人の割合【%】	74.3 (2023年度)	77.0	79.0	81.0	83.0	85.0
活動指標	保幼小連絡会の開催数【回】	2024年度開始	22	44	44	44	44



施策(2-②-2) 未来を切り拓くための力を育成する教育

目指す姿

- 子ども一人ひとりが、どのような家庭環境であっても、元気にたくましく育ち、柔軟に対応できる知識・能力を身につけている。
- 豊かな体験を通して、心身ともに健やかに成長している。

現状・課題

学習機会と学力の保障

- 一人1台タブレットパソコンの整備により、学校にもSociety5.0の時代が到来しました。子どもの発達段階に応じて、ICT機器を有効活用し、子どもが主体的かつ意欲的に学べる環境整備が必要です。
- 教員は、デジタルや外部人材等を活用し、子ども一人ひとりの学習状況に応じた教育活動に取り組む必要があります。

豊かな心と体の育成

- コロナ禍での行動制限の影響で、体力の低下やコミュニケーションに困難を感じる子どもが増加しました。
- 子どもが安心して毎日を楽しみ過ごす学校づくりを進め、体力増進につながる活動や心に残る体験活動を創出し、心身ともに健やかな成長を図ることが必要です。

取組方針

主体的・対話的で深い学びを引き出す授業改善

- 教員は、**デジタル教科書やタブレットパソコン等のICT機器を効果的に活用した学習**等で、**子ども一人ひとりに「わかる・できる」喜びや楽しさを実感させる質の高い授業を行い、それぞれの子どもが学んだことを活用しながら、学習課題を主体的に解決する学習方法や、他者の多様な意見に触れながら協働して探究を進める学習方法を体験を交えながら確立します。**
- 地域人材や大学等と連携し、子どもに多様な経験の場を創出することにより、新たな気づきや発見につなげ、子どもの興味や可能性を引き出します。
- 小・中学校連携教育として9年間を見通した指導を確立し、子どもの中学校進学への不安を軽減します。小・中学校間で子ども同士が交流する機会を設けることで、子どもの社会性を高めるための育成をします。

心身の健やかな成長に向けた多様な学びの提供

- 子どもの豊かな人間性を育てるために、平和・人権、**国際理解教育**を推進するとともに、自然体験、スキー教室等の宿泊行事を実施し、普段の生活では味わえない体験と仲間意識が芽生える集団活動の機会を創出します。
- 運動・スポーツを楽しみ感じる授業を実践するとともに、定期健康診断、歯科健診、歯磨き指導等の健康教育を通して、子どもの健康維持・増進に対する意識を高めます。
- 地域人材と連携し、今後の進路実現に向けた意欲を高める取組や、スポーツ・芸術に関する専門的な指導を受けられる取組を実施します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

種類	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	区で実施する児童・生徒の意識・意向調査「授業の理解度」【％】	小 56.7 中 41.8 (2023年度)	小 59.0 中 46.0	小 60.5 中 48.5	小 62.0 中 51.0	小 63.5 中 53.0	小 65.0 中 55.0
成果指標	区心理調査「自己肯定感」の設問における肯定的回答率【％】	小 69.8 中 74.2 (2023年度)	小 75.0 中 78.5	小 77.5 中 80.5	小 80.0 中 82.0	小 82.5 中 83.5	小 85.0 中 85.0



施策(2-②-2) 未来を切り拓くための力を育成する教育

現状・課題

いじめの防止と対応の充実

- 小・中学校では、日々子どもたちの変化を見逃すことがないように、「学校いじめ対策委員会」を核とし、組織的に見守りを行っています。
- いじめの態様が様々であることを踏まえ、状況に合った対応が求められています。
- いじめの未然防止、早期発見、早期対応を徹底するために、教職員がいじめの定義を正しく理解し、子どもの状況を把握していかねばなりません。
- 日頃から関係機関等と連携を図り、複数の立場から子どもを見守る体制を構築することが課題です。



取組方針

組織的で確実ないじめ対応

- 学校は、「学校いじめ防止対策基本方針」を定期的に見直し、教職員・保護者・学校運営協議会委員等の地域の方々と方針を共有しながら、協働して、子どもたちが安心して学べる環境を整えます。
- 区独自の「いじめ対応フローチャート」を作成し、いじめを認知した際、すべての学校で子どもや保護者の思いに寄り添った対応を行います。
- 日頃からいじめを許さない心を育てるために、児童会・生徒会活動として、子どもが自ら考え、行動する取組を推進します。
- 学校の教育相談の充実を図り、組織的に教職員が、子ども・保護者の相談対応をするとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等への相談機会についても確実に周知します。
- 子どもに心理調査を実施するとともに、教員がいじめの状況やストレスの状況を把握し、早期に対応できる体制を構築します。
- いじめの問題について、家庭・学校・教育委員会**のほか区関係部署や地域団体等が組織横断的に**連携・協力するとともに、スクールロイヤーによる早期支援を充実します。



施策(2-②-3) 一人ひとりに寄り添った教育

目指す姿

○子ども・保護者に向けた相談体制が整備され、状況に応じたきめ細かな支援が実現している。

現状・課題

不登校の子どもの増加

- 本区のみならず、国、東京都においても不登校の子どもの人数は過去最高を記録しており、学業不振や生活リズムの不調等、その要因は様々です。
- 子どもの不安や悩みを解消するとともに、学校への復帰等に向けた多角的な支援が必要です。

特別な支援を必要とする子どもの増加

- 特別支援教育に対する理解の広がりや、海外からの転入者の増加等、学校で求められる特別な支援のニーズは様々です。
- 障害のある子どもや日本語が苦手な外国籍・外国にルーツのある子ども等、増加する特別な支援を必要とする子どもが、安心して学校へ通えることを可能とする対応が必要です。

取組方針

学校と関係機関が連携した組織的なきめ細かな不登校支援

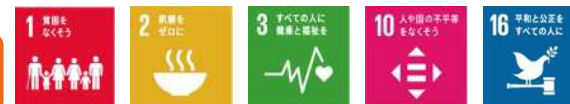
- 不登校の子どもの学校復帰や自身で考え、行動し、生きていく力を育む社会的自立を目的として、不登校対策総合計画を策定します。
- 学校が不登校傾向を早期に把握し、スクールカウンセラーによる教育相談、スクールソーシャルワーカーによる家庭支援、全中学校配置の不登校対策支援員による自立支援等、状況に応じて複数の専門職と連携し、多角的な支援を行います。
- 教育センターにある適応指導教室(柚子の木教室)、全中学校設置の校内別室指導教室、ICTを活用した悩み相談や学習指導を通じて、学校への復帰や社会的自立を支援します。また、NPOやフリースクール等の関係機関と連携し、多様な学びの環境を確保します。

学校における特別な支援体制の充実

- 障害の有無や国籍に関わらず、子どもが安心して学ぶことができ、安全で過ごしやすい教育環境を整備します。
- 「千川中学校複合施設」において、教育相談と発達相談の連携をより強化し、幼児期から学齢期までの切れ目ない支援を実現します。
- 子どもの成長や発達に伴う問題や悩みについて、就学相談や教育相談、**福祉や保健等の関係部署が連携しながら**、包括的な支援体制の整備と強化を図ります。
- 特別な支援を必要とする子どもが安心して登校できるよう、特別支援教育指導員や学級運営補助員等が一人ひとりに応じてきめ細かく支援します。
- 日本語が苦手な「外国籍や外国にルーツのある子ども」に対して、巡回指導や通級指導を行い、学校生活に必要な日本語を習得させることで、学ぶ意欲を高めます。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	不登校の児童生徒が学校や関係機関から専門的な支援を受けている率【%】	89.8 (2023年度)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
成果指標	教育相談利用者数【人】	495 (2023年度)	500	503	505	508	510



施策(2-②-4) 子どもが安心していきいきと過ごせる居場所づくり

目指す姿

○子どもにとって、安心して自由に過ごせる居場所が充実している。

現状・課題

子どもを取り巻く社会生活の変化

- 共働き世帯の増加によって、登校時間まで子どもが自宅で一人で過ごすケースが増えているとともに、放課後には、子どもスキップ等、自宅以外で過ごす時間が長くなっています。
- 子どもが安全・安心な環境のもとで、充実したプログラムとともに遊びや学習等、思い思いに過ごせる居場所が必要です。

地域支援の必要性

- コロナ禍を経て、人間関係の構築に悩む子どもが増え、学校や社会からの孤立化が懸念されています。
- また、少子化や教員の長時間労働が問題となっており、学校単位での部活動が維持できなくなっています。
- 学校だけでなく、地域人材や企業、大学等と連携し、地域全体で子どもの居場所づくりを支える必要があります。

取組方針

子どもスキップなど子どもたちの居場所の充実

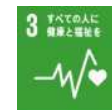
- 子どもスキップの施設の整備や環境の充実を図るとともに、業務のDX化等を進め、職員が子ども一人ひとりに向き合う時間を確保し、保育の質を向上させます。
- 登校時間までの子どもの見守りを行うなど、小学校進学を機に子どもの預け先がなくなる「小1の壁」を解消するとともに、障害児を含む子ども一人ひとりが安全・安心に過ごせる場所を確保します。
- 子どもスキップにおいて、子どもが安心して過ごし、文化・芸術・スポーツ等、様々な体験をすることができる環境を確保するため、地域人材や企業、大学と連携し、学童クラブや放課後子ども教室のプログラムの充実に取り組みます。
- 常設プレーパークだけでなく、公園等で開催する出張プレーパーク事業を充実させ、子どもの遊びや学びの機会を確保します。

地域と支える居場所づくり

- 「にしまる一む」等、NPOや地域の協力のもと、子どもが悩みを相談でき、気軽に話ができる居場所を確保します。
- 地域人材や大学と連携し、「としま地域未来塾」を開催する等により、学習習熟度に不安を持つ子どもの学習習慣の定着と学力向上を支援するとともに、同年代の子どもや学習支援員とのコミュニケーション・相談を通して、悩みや不安の解消を図ります。
- 区民ひろばや区民集会室等の区の施設を活用し、学習支援ボランティアの活動を支援することで、子どもが家庭の事情に左右されことなく学ぶことができる学習の機会と場を創出します。
- 地域の外部指導者や「チームとしま」をはじめとする企業等と連携し、子どもが生涯にわたって様々な文化やスポーツに親しむことができるよう、**学校現場の状況と子どものニーズを踏まえながら、学校を含む地域全体で**地域連携・地域展開を推進します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	放課後子ども教室に参加した児童数【人】	16,323 (2023年度)	21,580	23,660	25,740	27,820	30,000
成果指標	自分の好きなことに打ち込めていると感じる小中学生割合【%】	92.7 (2023年度)	94.0	96.0	98.0	98.0	100.0



施策(2-②-5) 子どもの学びと成長を支える教育環境の整備

目指す姿

○計画的な学校改築や改修等により、時代のニーズに即した質の高い教育を行う環境が整っている。
○教員が心身ともに健康でやりがいを持って、いきいきと子どもたちと向き合っている。

現状・課題

学校施設の老朽化

- 区立小・中学校の校舎の30%が築60年を超えており、未改築校では学校施設の老朽化に加え、設備面において学習環境に課題があります。
- 抜本的な解決のためには、改築工事期間中の仮校舎地を確保の上、学校改築を着実に進めていく必要があります。

教員が働きやすい職場づくり

- 教員の長時間労働が社会問題化する中、本区は、平成31(2019)年度に「豊島区学校における働き方改革推進プラン」を策定し、学校閉庁日の設定や出退勤システムの導入等、長時間労働の是正に向けた取組を行ってきました。
- 一方で、依然として長時間労働を行う教員が一定割合存在し、こうした状況を背景に、教員採用選考の受験率の低下による教員数不足、精神疾患による休職者や早期退職者の増加傾向があり、教員が心身ともに健康で安心して働ける職場環境を整備する必要があります。

取組方針

計画的かつ着実な学校改築・改修等の実施

- 学校施設の老朽化や設備面における課題を解決するため、計画的な学校改築を推進し、**最適な設備を整えた、安全・安心な学習環境を確保**します。
- 改築を進めるためには一定の期間を要するため、改築の時期が遅くなる学校については、予防保全に基づく大規模改修を着実に行うとともに、学習情報センターの整備やバリアフリー化等、子どもたちの安全確保と学習環境の改善に取り組みます。
- 一人1台タブレットパソコンの計画的な更新とともに、ネットワーク機器やプロジェクター等の基盤整備を進め、学習環境の質の向上を図ります。
- 改築に際しては、エコスクール化等、環境面での充実を図るとともに、救援センターとしての機能の向上、地域コミュニティの活動拠点としての集会室や多目的ホールの整備等により、子どもだけでなく、地域住民にも開かれた学校づくりを進めます。

教員業務の軽減・効率化の推進と教員を支える体制の強化

- 管理職が出退勤システムのデータを活用して、教員一人ひとりの在校時間を把握し、健康状態の確認や仕事の進め方等に関する指導・助言を行います。また、働き方改革の好事例を他校に紹介し、長時間労働の**縮減に努め、ワークライフバランスの向上を図ります**。
- 教員の業務効率化を推進するため、教材作成等を行う学習支援システムと成績処理等を行う校務支援システムのさらなる向上を図るなど、業務のDX化を推進します。
- 教員が抱える悩みや様々な問題に対して、LINEを活用した相談窓口の設置や、臨床心理士等が教員と面談を行うアウトリーチ型相談事業を実施し、メンタルヘルス対策の充実を図ります。
- 学校の教育力の向上を図るため、教員一人ひとりのキャリアに応じた研修等を充実させるとともに、地域住民や企業との協働により、教員業務をサポートする人材を積極的に活用します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	改築済(工事中含む)の小中学校数【校】	10 (2023年度)	11	11	11	11	12
成果指標	「仕事を通して、自分の成長を感じていると思う」と肯定的な回答をした教職員の割合【%】	2025年度 開始	70.0	75.0	80.0	85.0	90.0



施策(2-②-6) 学校と家庭・地域が連携した教育活動の推進

目指す姿

○学校との信頼関係のもと、保護者や地域住民等が積極的に学校運営に参画し、地域全体で子どもを見守り、育てる教育活動が展開できている。

現状・課題

学校だけでは解決できない課題の増加

- 子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化し、学校だけでは解決できない課題が増えています。
- 学校や地域の中で子どもたちが健やかに成長するためには、地域と保護者、学校が一体となり、地域ぐるみで学校を運営していく必要があります。

取組方針

地域とともにある学校へ

- 安全・安心な学校づくりや、SDGsの活動を通じて築いた地域と学校のつながりを生かし、学校と保護者や学校運営に関わる地域住民・団体等がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映する仕組みである「コミュニティ・スクール」を全校に導入することで、学校・地域・保護者・PTAが連携し、地域全体で子どもたちの健やかな成長を育む体制を構築します。
- 各学校の取組をホームページ等で広く発信し紹介することで、区全体で「コミュニティ・スクール」を推進します。
- 地域住民と学校をつなぐ機能を強化し、地域における人材の積極的な活用や、大学・企業・NPO等と連携を図ることで、子どもたちの学びや体験の場を充実させます。

地域人材・資源の有効活用

- 社会は人と人との結びつきにより成り立ち、多くの人が支え合いながら暮らしています。また、人は多様な経験を積むことで、豊かな感性や社会性を身につけます。
- 子どもたちが地域に愛着を持ち、将来の地域の担い手として育っていくには、地域の人材や資源を有効活用し、地域全体で子どもの成長を後押しする必要があります。

地域に育まれ、地域を愛する子どもの育成

- 子どもたちと地域の人たちとの交流の場を創出し、家庭や学校だけでは学ぶことが難しい体験活動を通して、仲間と協力し、自分達の力で目標を達成する経験を積むとともに、地域との関わり大切さや社会性を育み、これからの地域社会の担い手を育成していきます。
- 子どもたちが長崎獅子舞等の地域に根づいた歴史・文化や、東京手描友禅等の時代を超えて受け継がれてきた伝統工芸等に触れる機会を創出し、郷土の文化を学び、郷土を愛する心を育みます。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標	現状値	目標値				
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標 「学校はコミュニティ・スクールを推進し、保護者・地域住民等が学校運営に参画し、学校と一体となって子どもたちを育む体制を構築していると思う」に肯定的な回答をした人の割合【%】	70.0	73.0	76.0	79.0	82.0	85.0
成果指標 児童・生徒の地域への愛着【%】	小6: 91.4 中3: 89.6 (2023年度)	小6: 93.0 中3: 90.8	小6: 93.7 中3: 91.4	小6: 94.0 中3: 92.0	小6: 94.7 中3: 92.6	小6: 95.0 中3: 93.0



施策(2-②-6) 学校と家庭・地域が連携した教育活動の推進

現状・課題

家族形態の多様化による子育て不安

- 核家族化やひとり親家庭、共働き世帯の増加等といった家族形態の多様化により、7割程度の保護者が子育てに悩みや不安を感じています。
- すべての教育の出発点である家庭教育は、子どもの心身の調和のとれた発達を図るうえで重要であり、家庭教育への支援を充実していく必要があります。



取組方針

家庭教育への支援体制の強化

- 親子のコミュニケーションを豊かにするため、家庭教育に関する情報発信を充実させるとともに、PTAに対する各種研修会の開催や、PTA活動の支援等を通して、子どもを育てる体制を整えます。
- よりよい親子関係づくりや、地域の役割をともに考えるきっかけの場として、保護者や地域住民に対して家庭教育に関する参加型の講座等を開催し、家庭教育力の向上を図ります。
- 学校運営協議会等の場を活用して、保護者や地域住民と教育施策・家庭教育支援に関する意見交換の機会を積極的に創出し、学校、家庭、地域住民が一丸となって、子どもたちの健やかな成長を支える体制を整備します。



施策(2-③-1) 子ども・若者の社会参画・活動の場の創出

目指す姿

- 子どもの権利を尊重し、成長段階に応じた意見表明・参画の機会が確保されている。
- 子ども・若者の居場所が確保され、活動の場が充実している。

現状・課題

子どもの権利を取り巻く環境の変化

- 令和5(2023)年4月、こども基本法が制定され、「こどもまんなか社会」の実現を目指す「こども大綱」が閣議決定されました。
- 子どもは、意見表明・参画の主体であり、個として尊重され、最善の利益を図ることが求められています。
- 区民の「子どもの権利に関する条例」への理解を深め、子どもの権利を保障する取組が必要です。

孤立化する子ども・若者の増加

- コロナ禍以降の生活環境の変化によって、生きづらさを抱え、孤立化する子どもや若者が増えています。
- 区内には中高生の居場所として中高生センタージャンプを2地区に設置していますが、子ども・若者が安心して自分らしく過ごせるよう、さらなる居場所の拡充や、若者の活動の場の創出が必要です。

取組方針

子どもの意見表明・参加の促進

- 子ども基本法や子どもの権利に関する条例の趣旨・内容について、子どもの成長段階に応じたPR、地域・学校と連携した周知・啓発活動等を進め、区民理解を促進します。
- 子どもの権利相談室(ふくろう相談室)の機能強化やアウトリーチにより、子どもの権利侵害の早期発見・早期改善を図ります。
- 小・中学校における委員会活動・生徒会活動・部活動や、中高生センタージャンプにおいて、子どもの意見を**反映した事業を実施する**などの取組を推進し、子どもの主体的な活動を支援します。
- 子どもレターや子ども会議等を通じて得られた施策に対する子どもの意見を区政に反映させるように努めるとともに、意見に対する取組内容を子どもたちにフィードバックすることで、区政への参画意識を高めます。

子ども・若者が安心して過ごせる居場所・活動の場の創出

- 区内で居場所を提供する団体で構成される「居場所会議」や、若年女性支援のプロジェクトチームである「すずらんスマイルプロジェクト」のネットワークを活用し、安心して過ごせる居場所の提供等、若者支援の強化・充実を図ります。
- 子ども・若者が置かれた様々な状況に寄り添い、孤立を防ぐよう、地域住民や企業・NPO団体等と連携した新たな居場所や活動の場の創出に取り組みます。
- 中高生センタージャンプの機能充実や既存施設の活用、区民ひろばとの連携等により、中高生・若者の居場所を拡充します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標	現状値 2024年度	目標値				
		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標 「子どもの権利に関する理解が進んでいる」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	13.0	14.4	15.8	17.2	18.6	20.0
成果指標 中高生センタージャンプ及び子どもスキップ「利用者会議」参加のべ人数【人】	6,364 (2023年度)	6,390	6,405	6,420	6,435	6,450



施策(2-③-2) 多様な子ども・若者への支援

目指す姿

○多様な子ども・若者へのきめ細かな支援が行き届き、すべての子ども・若者が夢や希望を持っていきいきと生活できている。

現状・課題

支援が必要な子ども・若者の増加

- ヤングケアラー・ケアリーバー・医療的ケア児・外国籍の子どもの対応等、支援が必要な子どもや若者は増加傾向にあり、その状況は複雑・多様化しています。
- 様々な課題を抱える子ども・若者への支援は学校や家庭だけでなく、地域全体でのサポートが必要です。また、早期に、支援を必要としている子ども・若者にアクセスし、必要な支援を行う体制の整備が求められています。8

増加する虐待等への対応

- 令和4(2022)年度に児童相談所を開設し、子ども家庭支援センターとの両輪による児童虐待防止を図っています。
- 児童虐待対応件数は増加傾向にあり、また虐待等により家族と離れて暮らす子どもの数も増加傾向にあると推計されています。
- 児童虐待の予防強化とともに、家族と一緒に暮らすことができない子どもを社会的に養育する環境を整備することが求められています。

取組方針

子ども・若者に向けた相談・支援体制の充実

- タブレット等でつながることができる多様な相談窓口の周知や子どもの相談啓発キャラクターの活用により、子ども・若者の相談に対する心理的なハードルを下げ、早期に必要な支援につなげます。
- 学校や地域のイベントを通して、子どもと区民に広くヤングケアラーについて周知啓発する機会を創出するなど、「ヤングケアラーにやさしいまちづくり」を推進します。
- 関係機関、支援団体、地域住民が連携し、医療的ケア児や発達障害児、難病等の多様な子ども・若者とその家族に対して、保健、医療、福祉、子育て、保育、教育等すべての担当部署が一体となって早期発見・早期支援を行うための相談体制と支援の充実を図ります。
- 児童発達支援センターにおける専門相談の体制を強化するとともに、千川中学校複合施設移転後は、教育センターの教育相談・就学相談との連携を強化します。

虐待や暴力から子どもを守る取組の強化

- 要保護児童対策地域協議会の関係機関や関係団体との連携を強化し、児童虐待や養育に困難を抱える家庭で育つ児童の早期発見と早期支援を行うとともに、研修や区民向け講演会、街頭キャンペーン等により、児童虐待の予防や暴力防止の普及啓発を推進します。
- 一時保護や立ち入り調査、さらには親権停止の家庭裁判所への申し立てなど、必要に応じ、児童相談所に与えられた法的権限を最大限に活用し、児童の最善の利益を守る取組を推進します。
- 児童養護施設の設置について検討を進めるとともに、家庭養育優先の原則に基づいた里親委託の推進により、区の社会的養護の充実を図ります。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標	現状値 2024年度	目標値				
		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標 発達相談から専門相談につながった割合【%】	31.7 (2023年度)	55.0	56.0	57.0	58.0	59.0
成果指標 里親等委託率【%】	32.3 (2023年度)	34.3	35.0	36.3	38.1	38.9